

上野原市告示第16号

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスB及び通所型サービスB事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月27日

上野原市長 村上 信行

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスB及び通所型サービスB事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

上野原市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスB及び通所型サービスB事業補助金交付要綱（令和3年上野原市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「指針」を「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）」に改める。

第5条第6号中「ボランティアに係る実費等」を「事業の実施に直接必要な経費として」に改め、同号を同条第7号とし、同条第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号中「謝礼」を「に対する謝礼、ボランティアに対する奨励金（謝礼金）」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 人件費 サービスの調整を行う者に係る謝金又は賃金

第10条中「前項」を「前条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

事業	補助基本額	加算額
訪問型サービス	年間100,000円	なし

<p>B 通所型サービス B</p>	<p>要支援者等が1日あたり5名以下の場合 5,000円 要支援者等が1日あたり6名以上の場合1名につき1,000円、1日最大10,000円まで</p>	<p>【送迎加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～4名の場合 片道500円 ・ 5名～9名の場合 片道1,000円 ・ 10名以上の場合 片道2,000円 【地域加算】 西原地区において 事業を実施する場 合 1回1,000 円</p>
----------------------------	--	--

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。